

鹿児島県公報  
令和7年12月19日(金) 第679号  
一般競争入札公告(管財課扱い) 分

## 入札説明書

<入札事項名>

鹿児島県庁舎で使用する電気

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県出納局管財課

電話番号 099-286-3800

## 入札説明書

鹿児島県庁舎で使用する電気の購入に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 入札公告日 令和7年12月19日（金）
- 2 入札執行者 鹿児島県知事 塩田 康一
- 3 契約担当課 鹿児島県出納局管財課  
住 所 〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号  
電話番号 099-286-3800  
FAX番号 099-286-5641
- 4 入札に付する事項
  - (1) 件名 鹿児島県庁舎で使用する電気
  - (2) 内容 「鹿児島県庁舎電気需給仕様書」のとおり
- 5 入札に参加する者に必要な資格  
入札に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。
  - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
  - (2) 入札書の提出期限の時点で物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
  - (4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。
- 6 入札参加資格の確認に関する事項  
上記5の資格を有することを確認するため、入札参加資格確認申請書及び確認資料並びに110円切手を貼付した返信用封筒（定型長3）を提出すること。
  - (1) 受付期間 令和7年12月19日（金）から令和8年1月23日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
  - (2) 受付場所 鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係  
住 所 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
電話番号 099-286-3798  
FAX番号 099-286-5641
  - (3) 確認する資料
    - ア 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱に基づく入札参加資格審査の結果通知書
    - イ 電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であることを証する書類
    - ウ 供給開始日から送電をすることが可能である者であることを証する書類  
(詳細については、「資格に係る詳細事項」のとおり)
    - エ 別紙1に掲げる電力の調達に係る環境配慮における評価報告書  
(評価基準は、別紙2のとおり)

(4) 入札参加資格確認申請書に係る結果通知は、令和8年1月30日（金）までに入札参加資格確認通知書により通知する。

## 7 入札説明会

入札説明会は行わない。

## 8 入札説明書等に対する質疑応答及び閲覧

入札説明書等に対する質問は、文書により次の受付場所に持参し、または郵送により行うものとする。

また、質問に対する回答書については、閲覧及び鹿児島県ホームページ掲載により行うものとする。

(1) 質問書受付場所 前記3に同じ

(2) 質問書受付期限 令和8年1月13日（火）午後5時まで

(3) 回答書閲覧場所 前記3に同じ

(4) 回答書閲覧期間 令和8年1月19日（月）から令和8年1月30日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

## 9 入札書の記載

(1) 見積金額は、各施設の契約電力に係る基本料金、使用電力量に係る使用電力料金及び調整料金（各割引等）の総額とする。

見積金額の110分の100に相当する金額を参考総価比較額とする。

なお、「電気料金総価内訳書」（様式1）にその積算内訳として、契約電力に係わる基本料金、使用電力量に係る使用電力量料金及びその他割引料金等の各契約希望単価（課税事業者にあっては消費税及び地方消費税を含むものとする。）を乗じて計算した金額を記載すること。

電気料金総価内訳書に記載する各単価に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、割引率又は加算率があるときは、少数点以下4位未満の端数を切り捨てるものとする。

ただし、入札書に記載する金額は、参考総価比較額とする。

また、力率調整については、基本料金に含めるものとする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。

## 10 入札

入札に参加する者は、入札書を直接持参又は郵便若しくは信書便（配達を証明することができる郵便又は信書便とし、提出期限内に必着とする。）により、次のとおり提出すること。

(1) 入札書の提出期限 令和8年2月6日（金）正午まで

(2) 入札書の提出場所 鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

(3) 入札書は、直接提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称または商号）及び「令和8年2月9日開封〔鹿児島県庁舎で使用する電気〕の入札書在中」と朱書きし、郵便又は信書便による入札の場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には「令和8年2月9日開封〔鹿児島県庁舎で使用する電気〕の入札書在中」と朱書きしなければならない。

(4) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を提出しなければならない。

(5) 入札者又はその代理人は、提出した入札書の書換え、引替え、又は撤回をすることができない。

(6) 入札者又はその代理人が、相連合し又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

11 最低制限価格  
設定しない。

12 入札保証金  
免除する。

13 契約保証金  
免除する。

14 開札

(1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(2) 開札日時及び場所

日時 令和8年2月9日(月) 午後4時00分から  
場所 鹿児島県庁(行政庁舎1階)管財課入札室

15 入札の無効

次の(1)から(7)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法(明治29年法律第89号)第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

16 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低価格となる入札金額をもって申し込みをしたもの落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ちあわない者、又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじをひかせるものとする。
- (3) 契約は、電気料金総価内訳書に記載されている基本料金の単価、使用電力量料金の単価及び割引料金の単価等の金額で行うものとする。

17 落札者がいる場合の処置

開札をした場合において落札者がいるときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札をすることができる。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で、郵便又は信書便入札を含む場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

## 18 支払条件

- (1) 落札者は、各施設の需要地を管轄する一般送配電事業者が、毎月末日の 24 時に計量器に記録された値を読みとり、計量した使用電力量（前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう。）を受領し、その値を県（各施設）に通知するものとする。
- (2) 県（各施設）の検収後、落札者の定める任意の様式による請求書により、電気料金の支払いを県（各施設）に請求するものとする。
- (3) 県（各施設）は、(2)の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して 30 日以内に支払わなければならないものとする。

## 19 契約書作成

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して 5 日以内に契約の案を提出しなければならない。
- (2) 落札者が前項の期間内に契約の案を提出しないときは、その落札は効力を失う。

## 20 異議の申立て

入札した者は、入札後、入札説明書、仕様書、契約書式等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 21 その他

- (1) 入札参加者は、契約書及び仕様書を熟読のうえ、入札しなければならない。
- (2) 契約書、仕様書は次の機関で配布するものとする。また、30 分毎の使用電力量（kwh）については、希望者にデータを配布するものとする。  
前記 3 に同じ
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (4) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (5) この入札に係る契約は、令和 8 年 4 月 1 日（水）に確定する。
- (6) その他詳細不明な点については、鹿児島県出納局管財課に照会すること。

# 入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住 所

商号及び名称

代表者氏名

印

令和7年12月19日付けで入札公告のありました鹿児島県庁舎で使用する電気の購入に係る入札参加資格について確認を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

なお、下記1に掲げる資格要件にすべて該当する者であること、さらに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します

記

## 1 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。

## 2 添付書類

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱に基づく入札参加資格審査の結果通知書
- (2) 電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であることを証する書類
- (3) 供給開始日から送電をすることが可能である者であることを証する書類
- (4) 別紙1に掲げる電力の調達に係る環境配慮における評価報告書

管第 号  
令和 年 月 日

商号又は名称  
代表者名 様

鹿児島県知事 塩田 康一

入札参加資格確認審査の結果について（通知）

先に提出された入札参加資格確認申請書を審査した結果について、下記のとおり通知します。

記

1 入札件名 鹿児島県庁舎で使用する電気

2 判 定 合 格 • 不合格

※ 不合格の理由

なお、この確認申請をした日から入札日までの間で、当該入札の参加資格に関する事項に変更が生じた場合は、変更内容を記した変更届に、変更事項を証明できる書類を添えて、遅滞なく届け出て下さい。

## 入札保証金納付書

第 号

一 金

ただし、鹿児島県庁舎で使用する電気に係る入札  
保証金

現 金	
その他	証 券 名
	記号番号
	額面金額

上記のとおり納付します。

年 月 日

契約担当者

鹿児島県知事 塩田 康一 殿  
納入者 住 所

氏 名 印

## 入札保証金領収書

第 号

一 金

ただし、鹿児島県庁舎で使用する電気に係る入札  
保証金

現 金	
その他	証 券 名
	記号番号
	額面金額

上記のとおり領収しました。

年 月 日

出納員等 印  
氏 名

取扱者 印

殿

入札保証金還付請求書

第 号

一 金

ただし、鹿児島県庁舎で使用する電気に係る入札  
保証金

現 金  
その他 証券名  
記号番号  
額面金額

上記の入札保証金の還付を請求します。

年 月 日

契約担当者

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住 所

氏 名

印

上記のとおり領収しました。

年 月 日

出納員等

殿

住 所

氏 名

印

入 札 書

入札事項：鹿児島県庁舎で使用する電気

参考総価比較額

一金

上記のとおり入札します。

令和　　年　　月　　日

契約担当者

鹿児島県知事　塩田　康一　殿

住　所

氏　名

印

注　　入札金額は、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとする。

令和　　年　　月　　日上記入札金額の 100 分の 110 に相当  
する金額で落札決定通知

印

## 資格に係る詳細事項

入札に参加する者に必要な資格にある「供給開始日から送電をすることが可能である者」であることを示す資料とは、概ね次のとおりです。

記述内容 全体的な供給開始日までの流れ（日程表）

- 詳 細
- ① 本件に係る電源の確保状況
  - ② 九州電力送配電との接続供給に係る諸手続の状況
  - ③ 給電運用に係る諸手続の状況
  - ④ 計量器関係の工事計画

※注1 上記において、既に交付を受けている書類があれば、関係書類の写しを添付すること。

※注2 九州電力株式会社及び現在本県と需給契約を締結している小売電気事業者は、上記以外の内容も認めます。

## 鹿児島県庁舎で使用する電気

## 電気料金総価内訳書

## 電力の調達に係る環境配慮における評価報告書

年　月　日

鹿児島県知事 塩田 康一 あて

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

電力の調達に係る環境配慮評価基準により算定した評価点等を下記のとおり報告します。

なお、この報告書及び添付書類の全ての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

## 記

## 1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号	添付資料
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ( )		開示状況がわかる書類

## 2 令和5年度の状況

	基本項目	自社の基準値	点数	添付資料
①	令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh）			
②	令和5年度の未利用エネルギー活用状況			算出根拠となる書類
③	令和5年度の再生可能エネルギー導入状況			算出根拠となる書類

	加点項目	取組の有無	点数	添付資料
④	省エネに関する情報提供、簡易的DRの取組			通知等の写し
⑤	地域における再エネの創出・利用の取組			通知等の写し

①～⑤の合計点数	
----------	--

## 電力の調達に係る環境配慮評価基準

### 1. 条件

(1) 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和5年度 1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめる。

要素	区分	得点
①令和5年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh）	0.000 以上 0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.525 未満	40
	0.525 以上 0.550 未満	35
	0.550 以上 0.575 未満	30
	0.575 以上 0.600 未満	25
②令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675% 以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00%以上	20
	5.00%以上 10.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④⑤省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

## 2. 添付書類等

- 確認関係書類として、1(1)の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

表 各用語の定義

用語	定義
① 令和5年度 1kWh当たりの二 酸化炭素排出係 数	<p>「令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 令和5年度の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。</li> <li>温対法に基づき令和5年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和5年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。</li> </ol>
② 令和5年度 の未利用エネ ルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和5年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和5年度の供給電力量(需要端) (kWh) で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和5年度の未利用エネルギーの活用状況(%)} = \frac{\text{令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和5年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</li> <li>未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</li> </ol> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した後に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>工場等の廃熱又は排圧</li> <li>廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</li> <li>高炉ガス又は副生ガス</li> </ol> <p>3. 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない</p> <p>4. 令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

<p>③令和5年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和5年度の供給電力量に占める令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）を令和5年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(%)} = \frac{\text{令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)}}{\text{令和5年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他人から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT 非化石証書の量（送電端（kWh））</li> <li>② グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）</li> <li>③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）</li> <li>④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）</li> <li>⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量（kWh）</li> </ul> <p>2. 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定している交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。</p>
<p>④⑤省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組</p>	<p>需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること</li> <li>・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること</li> <li>・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること</li> <li>・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること</li> </ul> <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

# 鹿児島県庁舎電気需給仕様書

鹿児島県庁舎の電気需給については、電力需給契約書に定めるもののほか、この仕様書の定めるところによる。

## 1 概要

### (1) 需要場所

鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 鹿児島県庁舎

### (2) 業種及び用途

官公署（事務所）

## 2 仕様

### (1) 電力供給条件

ア 受電方式	交流三相 3 線スポットネットワーク方式
イ 標準電圧	20,000V
ウ 計量電圧	6,000V
エ 計量電圧損失率	3 %
オ 標準周波数	60Hz
カ 非常用自家用発電設備	あり（系統連系なし）
キ 蓄熱槽	水蓄熱（夜間電力使用）
ク 太陽光発電設備	60kW（逆電力継電器あり）
ケ 現在の電力需給契約者	丸紅新電力株式会社

### (2) 年間予想使用電力量、最大使用電力

ア 年間予想使用電力量	12,270,184 kWh (令和5年度実績より)
(令和8年4月から令和9年3月までの使用量見込み、増減あり。)	
イ 最大使用電力（全体契約電力）	3,350 kW
(契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測される数値の1.03倍の需要電力で原則とし、これを越えないものとする。)	
ウ 力率	100%（平均）
(月別の力率は実測値によるものとする。)	

### (3) 需給開始日、使用期間

ア 需給開始日	令和8年4月1日 午前0時
イ 使用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### (4) 電力量の検針

自動検針装置	有（ただし、所有者は九州電力送配電株式会社）
電力会社の検針方法	遠隔自動検針
検針器の構成	電力需給用複合計器（通信機能付）

(5) 契約期間の電力消費計画

別紙1 参照

(6) 需給地点

需給場所の構内引込口に鹿児島県が設置した断路器の一次側接続点

(7) 計量地点

鹿児島県が設置した受電用変圧器の二次側端子

(8) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。ただし、計量地点に供給者が設置した計量装置は供給者の所有とする。

(9) 保安上責任分界点

需給地点に同じ

### 3 その他

力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのない他の供給条件については、九州地区の旧一般電気事業者の定める標準供給条件及び選択供給条件による。

なお、入札金額の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費等調整単価及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとする。

また、受注者は次の項目について請求ごとに施設の実績データを提出するとともに、整理・保管し、供給期間内においては、発注者の求めに応じて提供すること。

(1) 30分毎の施設電力量 (kWh)

(2) 電気料金 (円)

(3) 力率 (%)

(4) 有効電力 (kWh)

(5) 契約電力 (kW)

(6) 最大電力 (kW)

※ 契約期間の電力消費計画（業務用電力想定）

別紙 1

※ 契約電力:3,350Kw

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
力率 (%)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	—
最大需要電力 (kW)	2,292	2,926	2,881	3,048	3,070	3,148	2,592	2,203	2,247	2,214	2,080	2,102	MAX:3,148
夏季使用量 (kwh) ①				1,292,976	1,335,814	1,285,089							3,913,879
その他季使用量 (kwh) ②	897,429	987,055	1,144,081				1,009,125	859,051	884,870	880,275	822,842	871,577	8,356,305
使用量計(①+②)	897,429	987,055	1,144,081	1,292,976	1,335,814	1,285,089	1,009,125	859,051	884,870	880,275	822,842	871,577	12,270,184

(データは令和5年度実績)

令和7年度の最大需要電力

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	MAX
最大需要電力(kw)	1,791	2,158	2,881	2,825	3,026	3,104	MAX:3,104

## 電気需給契約書

1 件 名 鹿児島県庁舎で使用する電気

2 契 約 期 間 令和8年4月1日から  
令和9年3月31日まで

3 契 約 単 價 別紙契約単価明細書のとおり

4 契約保証金 免除

上記の電気の需給について、鹿児島県と  
は、各々の対等な立場  
における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実に  
これを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 鹿児島県

契約担当者 鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県知事 塩田 康一 印

(乙) 住所

氏名 印

(総則)

- 第1条 鹿児島県（以下「甲」という。）及び（以下「乙」という。）は、日本国の法令を遵守し、この契約（仕様書及び関係する供給条件等を含む。以下同じ。）に従い履行しなければならない。
- 2 乙は、仕様書に基づき甲が使用する電力を需要に応じて契約書記載の契約期間（以下「契約期間」という。）中、甲に供給するものとし、甲は、乙に対価を支払うものとする。
- 3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 4 この契約に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 7 この契約及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）に定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、鹿児島地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(請求等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾、解除（以下「請求等」という。）は、書面により行わなければならない。ただし、債権者の管理する専用サイト等で発行する請求書も可能とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する請求等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った請求等を書面に記載し、これを相手方に交付するものとする。
- 3 甲及び乙は、この契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 甲及び乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、相手方の書面による承諾を得たとき、又は中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4第1項に規定する流動資産担保保険に係る債権の譲渡を行うときはこの限りでない。

(使用電力量の増減)

- 第4条 甲の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力の変更)

- 第5条 契約電力500kW未満の施設について、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
- 2 契約電力500kW以上の施設について、契約電力の変更について必要があると認めるとときは、甲乙協議して定める。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、契約電力を変更しなければならない。
- 3 甲が前項の規定にかかわらず、契約電力の変更前に契約電力を超えて電気を使用した

場合には、超過金を支払うものとする。

(使用電力量の計量)

第6条 乙は、各施設の需要地を管轄する一般送配電事業者が毎月末日の24時（月初日の午前0時）に計量器に記録された値を読みとり、計量した使用電力量（前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう。）を受領し、その値を甲に通知しなければならない。

2 電力量料金の算定は、前項の使用電力量により行うものとする。

(契約単価の変更)

第7条 契約後において乙の発電事情等に変動をきたし、契約単価を改定する必要が生じたときは、甲乙協議の上これを改定することができる。

(支払)

第8条 乙は、第6条第1項の計量の通知後、当該月に係る電気料金の支払いを請求することができる。

2 前項に規定する電気料金は、別紙契約単価明細書による請求金額の算定方式によるものとする。（ただし1円未満の端数は切り捨てる。）

3 甲は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に電気料金を支払わなければならない。

4 甲の責めに帰すべき理由により、前項の規定による支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第9条 甲は、乙が次のいづれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 天災その他不可抗力によらないで、電力の供給をする見込みがないと認められるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(3) 第11条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(4) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいづれかの者。）が物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）第2条第1項各号のいづれかに該当するとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、九州地区の旧一般電気事業者が定めた最終保障供給約款による料金単価により算出した未検収分の基本料金及び電力量料金の額から、契約単価により算出した未検収分の基本料金及び使用量料金の額を減じた額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 甲は、前項の規定による契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害があるときは、その損害の賠償を乙に請求することができる。

第10条 甲は、契約期間の間、前条第1項の規定によるほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その

損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第11条 乙は、甲が契約に違反し、合理的な期間内に違反を解消しないときは、契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除の効果)

第12条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。

2 甲は、契約が解除された場合において、甲が既に電力の供給を受けている場合は、当該供給に相応する電気料金を乙に支払わなければならない。

3 前項の電気料金は、甲乙協議して定める。

(鹿児島県会計規則等の遵守)

第13条 乙は、この契約書に定めるもののほか、鹿児島県会計規則その他関係法令の定めるところに従わなければならない。

(規定以外の事項)

第14条 この契約に定めのない事項については、九州地区の旧一般電気事業者の定める標準供給条件並びに選択供給条件による。

2 前項に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

3 甲及び乙は双方の了解無く、契約内容その他この契約に関する事項について第三者に公表してはならない。

# 契 約 単 價 明 細 書

## (施設名 鹿児島県庁舎 )

基本料金	使用電力量料金		③調整料金
契約単価額①	契約単価額②		
	夏季	その他季	

請求金額の算定 = { (基本料金単価額①×力率修正率×契約電力) + (使用電力量料金単価額②×使用電力量) - (調整料金③)  
+ (燃料費調整単価(税込み)×使用電力量) + (再エネ賦課金(税込み)×使用電力量) }